# 1 記念講演 (2010年2月13日)

# 雇用安定と均等待遇をめざす労働者連帯の課題

-派遣法抜本改正、有期労働規制を中心に-

# 龍谷大学教授 脇 田

滋

きょうは、派遣と有期雇用を中心にした不安定 雇用の問題が、いま労働問題の中心的課題になっ ていますが、長年それを見てきた者として、今の状 況をどう考えるのか、あるいは世界の中で日本を どう考えたらいいのかということを、お話しでき ればと思います。パワーポイントを使ってお話し します。

### 1 雇用社会の激変と新たな政治・経済状況

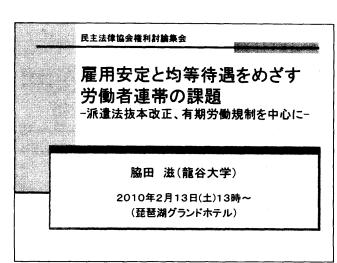
### (1) 格差と貧困の急激な拡大

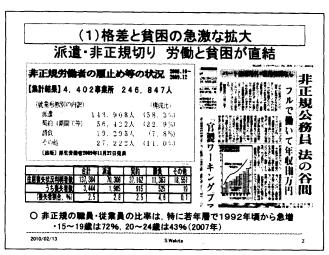
まず、現在、格差と貧困が急激に拡大してきています。2008年秋の世界的な経済恐慌、そのあとで日本では、非正規雇用、とくに派遣労働者を中心にした雇い止め、あるいは解雇が非常に広がっていきました。政府の統計では25万人を超える多くの労働者が、この間、集中的に雇用を失うという、深刻な状況が現れました。ショックだったのは、その人たちが仕事を失うと同時に生活の基盤である住宅なども失って、年末の派遣村に行くしかなかったということです。ここ

に日本の雇用社会の大きな問題点が凝縮して現れたと思います。

次に、非正規雇用が公務の職場にまで広がっています。この1月30日に非正規全国会議が神戸であり、「官製ワーキングプア」の問題を取り上げました。従来、公務員の地位や身分は比較的安定しており、あるべき雇用のモデルとさえ考えられてきたのですが、その公務員の職場で実は、民間の労働者と同じように、あるいはそれよりもっと悪い形で非正規の労働者が働いているのです。新聞報道では年収140万円という数字が示されていますが、実に低い賃金で公務の職場を支えている人が多いことが、改めて明らかになりました。

そして若い人たちですが、いま雇用の面で非常に苦しい状況にある。先日の「クローズアップ現代」が、今年の高校生の就職は例年の半分だと報道していました。実は10数年前に一挙に高校生の就職が10分の1に激減した年があり、それ以降、若年の雇用、失業の問題が深刻になってきた。高校で就職したかったが、仕事がないからや





むなく大学に進学したという学生も、実は少な くありません。大学4年間に、経済的事情などで 中途で大学を辞めていく学生も多くて、教授会 のたびに退学届が出るのに心を痛める状況があ ります。日本を支えていく若い人たちが非常に 深刻な状況に直面しているのです。

# (2) 非正規雇用拡大=正規雇用減少

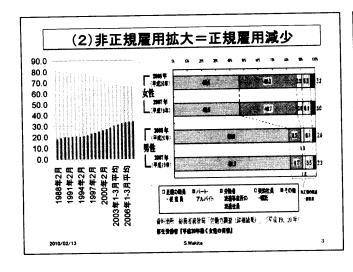
特徴的なことは、「働く貧困」という、いわゆる「ワーキングプア」が急激に増えてきたことです。その背景には、明らかに非正規雇用がこの問拡大をしてきたことを指摘できると思います。

1970年代初まで日本は経済成長を続け、雇用 労働者のうち正社員が93%程度という状況まで ありました。だから、日本の雇用のモデルは正社 員とされ、労働政策なども正社員をモデルにし ていました。労働法の解釈も、正社員を念頭に置 いた解釈でした。しかし、現実にはその後、この 雇用モデルが急激に変わってきました。1988年 から2009年までをみると、いまから20年前でも 8割が正社員でした。派遣法ができてしばらく の数字です。ところが、2004年の製造業の派遣 解禁に至るまで、派遣法が次々に改悪され、と に99年の派遣業務の原則自由化あたりから、非 正規雇用が急激に増えてきたと言えます。すで に労働者全体の3分の1を非正規雇用が占めて います。

とくに女性については、その状況が深刻です。 正規雇用は半数を下回り、非正規が半分を超え ているという状況です。最近になって若い男性が非正規雇用になってからマスコミが騒ぎ出しました。私が1996年からインターネットで派遣相談を受けていた最初の頃は、ほとんど女性からの労働相談でした。男性はあまりいませんでした。ところが最近は男性からの相談も非常に増えているのです。非正規雇用の問題は女性の問題と結びついていることを忘れてはいけないと思います。

### (3) 多様な非正規雇用形態

日本の場合、多様な非正規雇用の形態があり ますが、まず、科学的なとらえ方がされていない という問題があります。「就業構造基本調査」で は「勤め先での呼称による」としています。ここ ではパートタイマー・アルバイトが半分以上占 めています。韓国でも非正規雇用をどうとらえ るかが問題になっています。韓国政府のとらえ 方では、日本と変わらない3分の1程度ですが、 労働側のシンクタンクは、政府が非正規とみて いない人も 300 万人は非正規雇用と見るべきだ とし、総計で800万人と推計しています。そうす ると労働者全体の半分以上が非正規雇用になり ます。ところが、日本の場合には非正規雇用の定 義や範囲をめぐる議論もほとんどされていませ ん。経営側や政府は非正規雇用の数や範囲を小 さく見せようとしますが、本当に不安定な雇用 形態で働いている人たちがどのような状態か科 学的にとらえることが労働側としては特に重要



# (3)多様な非正規雇用形態

		数(=	F人)			*正規理
	常用	臨時	日産	全体	- r	用内部構 成
役員を除く雇用者(1)	45,875	6,031	1,356	53,263	100.0	
正規雇用(2)	34,154	91	79	34,324	64.4	
非正規雇用(3=1-2)	11,721	5,940	1,277	18,939	35.6	100.0
パートタイマー	5,930	2,457	468	8,855		46.8
アルバイト	1,989	1,643	448	4,080		21.5
労働者派遣事業所の						
派遣社員	1,004	511	92	1,608		8.9
契約社員	1,536	652	672	2,255		11.9
<b>爆</b> 託	722	313	24	1,059		5.0
その他	530	348	165	1,043		5.5

四風一鬼 「軍バハ子を取けれ (注)「一般常園」: 役員を除く履用者のうち、「臨時屋」及び「日屋」以外の者、「臨時屋」: 1 か月以上 1 年以内の 周用契約で置われている者、「日屋」: 日々又は1 か月未満の雇用契約で雇われている者を言う。また、雇用形 盤(パートタイマー、アルバイト、派遣社員など)は、「勤め先での呼称」による。

(出所)総務省「平成19年就業構造基本調査」より作成。 2010/02/13

3

だと思います。韓国との比較では、日本では「パートタイマー」、「アルバイト」が多いということを確認できます。これはどうしてか、改めて後でその問題点を指摘します。

# (4) 若者、女性、高齢者の就職・生活の困難

### 〔1〕貧困率の増加

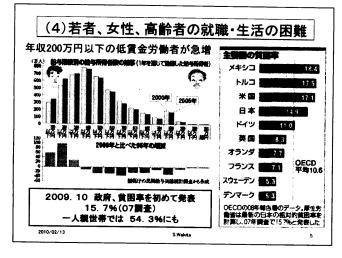
国税庁の調査ですが、年収200万円以下の低賃 金労働者が非常に増えています。年収200万円と いいますと、生活保護以下です。京都市では、夫 婦と赤ちゃんがいる標準世帯で、だいたい月23 ~24万円が最低生活費、つまり生活保護基準で す。これを単純に12倍しただけで280万円近く になります。それだけのお金がないと、日本の政 府が認める「健康で文化的な最低限度の生活」が、 できません。ところが、働いていても収入が200 万円以下であれば、生活保護水準の生活さえ維 持できないことになります。こういう労働者が 急激に増えています。1000万人を超えているの です。4人に1人に近い数字になっている。しか も若い人に多いということです。これが結婚で きない状況をより悪化させています。最近「婚 活」という言葉があるようですが、とても結婚で きる賃金水準でない労働者が急激に増えている のです。

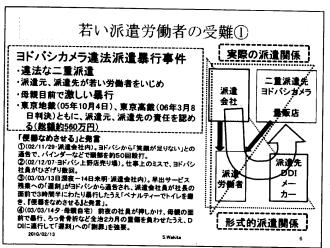
日本政府は、これまで「貧困率」を明らかにしてこなかったのですが、昨年、新政権に変わって10月、初めて「貧困率」を発表しました。それによれば、OECD諸国の中でも極端に悪いと

言えます。メキシコ、トルコ、アメリカ、日本と いう順に、ヨーロッパの進んだ国と比べると非 常に大きな15.7%という貧困率になっています。 特に、心が痛むのは一人親世帯、いわゆる母子家 庭では54.3%が貧困ということです。私自身、母 子家庭の出身です。母親は勤勉そのものの人で したが、当時は内職でしか稼げなかった。非常に 悪い労働条件でした、それでも当時はまだ育英 会の奨学金などがありました。私は末っ子でし たが、姉二人は大学進学を諦めて私を大学に行 かせてくれました。さらに大学院まで行き、しか も教員という「返還免除職」に就けたので「貸与 奨学金」を返さずに済みました。当時(1970年代) は、母子家庭でも、ほとんど無償で高等教育を受 けることができたのです。しかし、今は、育英会 の奨学金も大きく変わって「有利子」になり、母 子家庭では進学が難しいという状況です。本当 に格差が深刻化して、親が貧乏であれば子ども も貧乏になるという、本当に不公平な社会に なっていると思います。

### 〔2〕 ヨドバシカメラ東京事件

派遣労働者からの相談を受けていて、「本当にひどいなあ」と思うことが少なくありません。 裁判でまで争われた数少ない事例で、東京のヨドバシカメラ事件というのがあります。事実は、違法な二重派遣の関係です。26歳の男性労働者ですが、派遣会社からメーカーの派遣先に行って、そこからヨドバシの大量販売店で携帯電話





を売る仕事をしていました。ところが、サービス早出として「始業時刻より30分前に来い」と言われて、それに10分遅れたのです。すると職場で「お前は日ごろからたるんでる」といわれ、殴るけるの暴行を受け、売り場のトイレにある便器を磨かされ、最後は「便器をなめろ」と言われたということです。さすがに、これにはついていけないと思って登社拒否をしました。

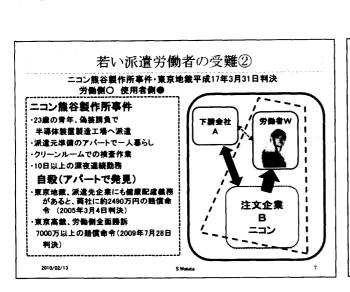
すると、お母さんが有名な作家の方だったのですが、派遣会社の担当社員がその仕事場の家まで押し掛けてきて、隠れていた息子さんをお母さんの目の前で殴る蹴るの暴行を加えた。結局、ショックでお母さんも1年間執筆ができるくなり、本人とお母さん二人が原告になって、流遣会社と派遣先とそれぞれの社員の責任を問うということで裁判になりました。東京地裁、東京高裁ともに高額の損害賠償を認めています。本当に信じられないような事件ですが、派遣労働者は、まともな従業員というか、一人の人間として扱われていないことが、この事件から窺えます。

東京の方からのメール相談でしたので、派遣問題を扱う東京ユニオンに相談・加入を勧めたことがあります。ユニオンの相談員が付き添って交渉に行ったところ、派遣会社の対応が暴力団まがいで、東京ユニオンの相談員の顔面を殴って鼻の骨が折れました。私がアドバイスしていた派遣の女性の方から、「どうしましょう。私のせいで大変なことになってしまいました」

というメールが来たこともあります。派遣会社のなかには、そのような非常に悪質な業者が少なくないと思います。「何もないときは調子が良いが、何かあれば頼りない。文句を言えば牙をむく」というのが、派遣社員からみた派遣会社の現実だと感じています。

### 〔3〕ニコン熊谷製作所事件

非正規雇用や派遣の労働者が過労死する事件 も増えています。これは過労自殺の事件ですが (お母さんが詳しいホームページ [派遣社員過労 自殺裁判 | (http://www10.ocn.ne.jp/ ¯karoushi/) を作っておられます)。ニコン熊谷 製作所で検査業務で働いていた上段勇士さん (当時 23 歳) が、10 日間以上の深夜連続勤務の 末にうつ病になって「過労自殺」をしたという事 件です。クリスタル系の会社から、まさに偽装請 負の関係で派遣されていました。だれも健康配 慮などせずに、本当に都合よく使い捨てるとい う就労形態でした。彼は、東京都立大学を中退し た、非常に能力もある労働者です。派遣社員の中 でも中心になって最終検査という非常に重要な 仕事をさせられていました。本人から連絡がな いということで、お母さんが行ってみたら、派遣 元が仕立てた派遣社員向けのアパートで電気 コードで首を吊っているのが見つかった。いつ 死んだかも分からない。推定命日をつくってお 葬式をされたのですが、なんとか、自分の息子が どのように働いていたのか明らかにしたいと思



### 無権利・貧困を生み出す派遣労働 同一労働差別待遇 長期の不安定雇用 働く職場(派遣先)での差別処遇・無権利 ①権利濫用的な中途解約(募替え要求) ②字際の就業条件と関連文書との食い違い ③派遣先からの業務変更指示(文書外)と業務過重 ④安全衛生上の保護・安全健康配慮義務不遵守 (派遣労働者の労災多発、過労死・過労自殺=ニコン熊谷事件) ⑤セクシュアル・ハラスメント、パワハラ、いじめ (人権無視=物扱い、ヨドバシカメラ暴行事件) 社会的身分 ⑥事業場での過半数労働者代表選出から排除 こよる差別 (とくに、36協定。安全衛生では事実上排除) (憲法第14条・ (7)派遣先での組合活動保障なし 労働基準法第3条 ⑧福利厚生上の差別(例:自転車置き場の利用排除) 違反) ⑨派遣先での研修なし(派遣元でもなし)

いもあって裁判をおこされました。川人博弁護士が代理人になり、JMIUの生熊委員長が中心に支援の会を作って応援され、裁判闘争の結果、2005年東京地裁勝訴に続いて、昨年の東京高裁で全面勝訴して、いま最高裁に係属中です。

このように、偽装請負や派遣という働かされ 方が広がるなかで、若い労働者が人間として大 事にされないで、ぼろ布のように捨てられてい ます。本当に底が抜けたように、雇用社会の劣化 といえる状況が現れてきていると思います。

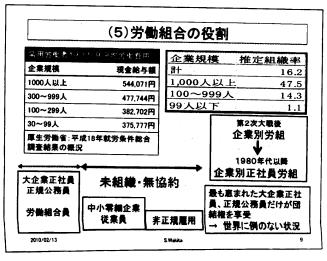
このように派遣労働には、いろいろな問題があります。ここで細かく指摘しているときり集の、この前の非正規会議の集会で西谷敏教授が言われたことですが、私も同様をであるにもかかわらず、賃金まで差別されているということです。これはバランスを欠いるというの指摘をされました。私も以前から、日本の非正規をいう点でバランスを欠いて、合理性のないまり、福用は、雇用では、私も以前から、日本の非正規をいう点でバランスを欠いて、合理性のなまり、対方にと言ってきましたが、この点をます。

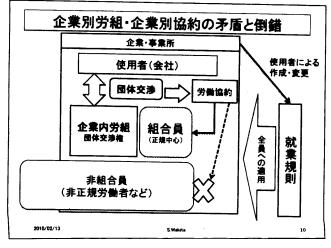
# (5) 労働組合の役割

こういった非正規の広がりの中で、労働組合 は何をしていたのか、これが一番、問われるべき ことではないか。私は、労働組合は残念ながら十 分な役割を果たせてこなかったと思います。例 えば、2008年末から2009年初めの「派遣切り」 は、製造大企業で起きました。まさに昨日まで横 で一緒に働いていた労働者が職を失ったわけで す。ところが、大企業の労働組合でストライキを して、それを止めるような動きをした例を聞い たことがありません。労働組合というのは本来、 一番弱い労働者を支えて、彼らを代表して要求 活動や団交をしたり、場合によってはストライ キを打つ、ということを期待された組織です。

憲法28条は、団結権、団体行動権を保障していますが、労働組合にこのような特別な権利を認めた理由は、やはり労働者全体を代表する組織だからだと思います。日本の労働組合は戦後企業別組合という形で固定化しましたが、80年代に非正規雇用が職場に広がっているのに、企業別でしかも正社員だけを代表する組織のままで職場の労働者全体を代表しなくなってきたと思います。この点が一番気になるところです。

大企業正社員や正規の公務員は、労働組合に 組織化され、その労働組合の活動によって守ら れます。しかし、いちばん労働組合が必要な中小 零細企業や非正規雇用の労働者はどうでしょう か。企業規模1000人以上では、組合組織率が47.5 %ですが、99人以下では組織率1.1%です。企業 別組織というのは、本来、大企業にのみ適した組 織形態で、実際、中小零細企業では組合作りが困 難であるという、本来的な問題がありました。そ して、非正規雇用の多くは、大企業の職場で働い





ています。しかし、労働組合は、正規雇用労働者 を組織し、その組合員に協約適用をするけれど も、非正規雇用労働者は同じ職場で働いていて も、その組織の力を及ぼさないのです。

つまり、日本の労働組合は企業別に組織されている、従業員だけの組合ですが、所属する企業 (使用者)に団体交渉を求め、交渉結果としての 労働協約は組合員(従業員の一部)だけにしか適 用されません。逆に、就業規則は全体に及びます ので、労働協約よりも就業規則の方が適用範囲 が広くなっています。世界的にみれば「矛盾」ま たは「倒錯」と言うしかありません。非正規労働 者や組合に入っていない人に労働組合の力が及 びません。逆に言えば、労働組合は職場の労働者 全体を代表できていないのです。

こういう労組の現実は、非正規雇用労働者の 孤立や無権利という状況を生み出しています。 正規雇用と非正規雇用で、労働者同士が連帯で きず分断されていることが、日本での非正規雇 用をめぐる一番大きな問題です。「派遣切り」は、 労働組合の全体代表性喪失という深刻な問題を 提起していると考えるべきだと思います。

### 2 「日本的非正規雇用」の虚構と欺瞞

### (1) 雇用不安定と差別待遇の二重の苦しみ

日本の非正規雇用の特徴を要約すると次の4 点です。

一つは、雇用の不安定ということです。1年後

に、いまの職場にいるかどうか、分からない。場合によっては、1カ月後が分からない。日雇派遣などでは、明日さえ分からない。文字通りの意味で「雇用が不安定だ」と言う点です。これが一番大きな特徴です。「半失業」状態と言うことができると思います。

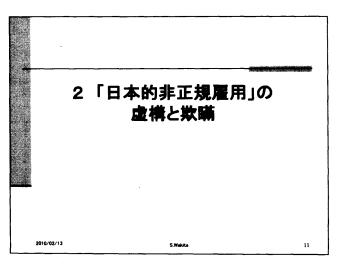
次は、正社員と同じ仕事をしていても労働条件が非常に大きく違うという点で「同一労働差別待遇」という特徴を指摘することができます。この点は、日本の非正規雇用のきわめて大きな特徴です。

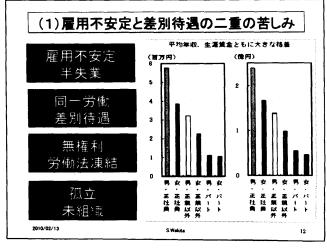
第3は「無権利」という点です。ヨドバシカメラやニコン熊谷の事例のように、労働者として労働法上の最低限の権利さえ保障されないという現実があります。多くの非正規労働者は、まさに「労働法が凍結した世界」で働いていると思います。

最後は、「孤立」という特徴です。労働者同士、一人では対抗できないけれども、連帯して何人もが手を携えれば、あるいは労働組合をつくれば、企業や当局と対抗できるのに、非正規雇用ということで組合を作ったり、加入するのが非常に難しい。その結果、未組織のまま権利行使ができず、放置されているという点が4番目の特徴だと思います。

### (2) 日本的パートタイム労働

このうち2番目の同一労働差別待遇という点ですが、日本の場合は、さらに二重に差があると





思います。政府の検討資料でも年収や生涯賃金で、男女の差以外に、正社員と正社員以外、特にそのなかでもパートと呼ばれる人たちが、賃金がきわめて低い。男女の差もありますが、①正社員のグループ、それから、②正規以外のグループ、③パートのグループと大きく3つにわかれています。このうち、非正規雇用のなかで、正規以外②と、パート③の間に、また大きな差があるという意味で、二重に格差があると思います。このように、日本の場合、非正規雇用のなかで、とくにパート的非正規雇用で、極端に低い賃金になっていることに注目する必要があります。

「日本的パートとは何か」という問題です。これは韓国に滞在していたとき、繰り返して質問されたので、それに答えるために考えざるを得なくなった問題です。私なりに考えたのは次のような説明です。

日本のパートというのは、男性の夫や父親が正社員であることを前提に、それを家計的に支える「主婦パート」がモデルになって生まれた非正規雇用です。制度的にも年収130万円までという社会保険上の被扶養者要件、また、所得税法では年103万円までの非課税限度額など、その基準の範囲内で働けば、夫あるいは父親の被扶養者とされるので賃金はそれを上限として低くても良いとする考え方だと思います。要するに、被扶養者だから賃金が低くても良い、年収100万円前後でいいんだということになります。

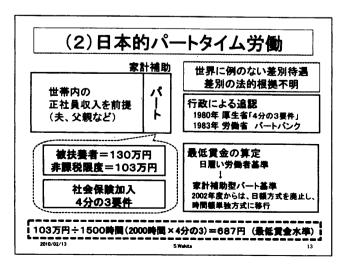
しかし、労働法的には、こんな理由で同一労働

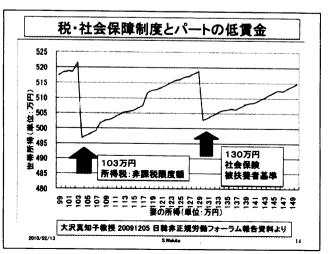
差別待遇を認める国はどこにもありません。被 扶養者の年収基準を日本のように定める国はないのです。韓国にもありません。「130万円とか 103万円というのは何か、何故、こんな基準が許 されるのか」と質問されました。

さらに考えれば、従来の日本の正社員賃金は「男性稼ぎ手モデル」だったと思います。このモデルでは女性は「被扶養者」として働くので低賃金で良いことになります。また、現在、多くの学生たちはアルバイトで働きますが、お父さんが正社員で一定の収入があることを前提に、その被扶養者の範囲の低賃金で働けば良いという論理です。これは使用者にとっては、良質の労働力を格安で利用できることになり、きわめて好都合な論理です。

本来、労働行政は正社員が雇用モデルでしたので、パートタイム労働が出てきたとき消極的な対応でした。パートという働き方は、均等待遇に反するのではないかということが、当時の労働省の中でも議論があった。ところが80年代になると、行政として、このパートタイム労働を追認してしまいます。1980年に厚生省が、「労働時間が1日6時間、週30時間という正社員の4分の3までだったら社会保険に入れなくてもいい」という内翰(昭和55年6月6日 各都道府県保険課(部)長あて内翰)を出しました。その法的根拠はどこにもありません。行政の内部で勝手に決めたのです。

近年、政府が、労働者の年金加入記録を残して





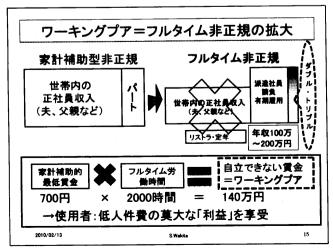
いないことが問題になりましたが、この「4分の3要件」は、政府が社会保険加入をいい加減に扱う最初のきっかけであったとさえ思います。他方、職安では低賃金の仕事を紹介できないということで、パートの仕事を紹介しなかったのですが、1983年、労働省が職安の支所的な「パートバンク」を新宿や梅田に設置しました。女性にもパート紹介に対して、それなりの要望があるんだから、その要望に応えて紹介をしていくという説明でした。

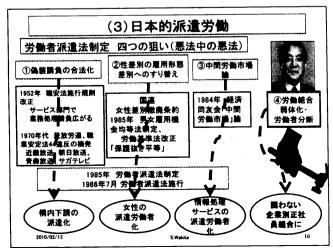
最低賃金も、この主婦パートを念頭に家計補 助水準で設定されることになりました。非課税 限度の年収103万円を、フルタイムの年間労働時 間を2000時間として、その4分の3である1500 時間で割ったら、ちょうど最低賃金の700円前後 になります。最低賃金というのは、本当は、それ で生活保護水準以上の健康で文化的な人間らし い生活ができる、そういう水準に設定するべき ですので、現在のような700円前後の数字になる はずがありません。まさに103万円が先にあるわ けです。最低生活保障ということを無視して、非 課税限度額をパートの労働時間で割ったら最低 賃金になっています。つまり、最低賃金をいくら 積んでも本来の人間らしい生活になるはずがあ りません。こういうカラクリがあるので、考え方 が基本的に違っているのです。韓国には日本の ようなパート労働がありません。もちろんEU 諸国にもありません。

図(税・社会保障制度とパートの低賃金)は、

パートタイム労働の専門家である大沢真知子教 授が、昨年暮の「日韓非正規労働フォーラム」で 発表されたものです。縦軸が世帯収入で、横軸が 女性の働いた収入です。103万円のところで非課 税限度を外れるので、世帯収入がガタっと落ち ています。130万円のところでは、各種手当がな くなり、社会保険の関係で被扶養者から外れて 国保の保険料負担が増えることなどから、世帯 収入が大きく落ちるのです。こんな酷い女性差 別を拡大する仕組みは他の国には見られません。 まさに制度がつくりだした、世界に例のない「家 計補助型非正規雇用」による「同一労働差別待 遇」の仕組み、というのが日本的パートの本質的 特徴だと思います。これについて改めて正面か ら議論するべき状況に来ているというのが私の 意見です。

これは、フルタイムの非正規で年収200万円以下の人が1000万人を超えているということにつながっていると思います。家計補助的就労を前提に算定された最低賃金の前後でフルタイムの若い男性が働くことが増えてきたということです。世帯の中で、正社員であった父親がリストラされたり、定年を迎えると、正社員の収入が世帯になくなります。そうすると、フリーターとか派遣労働者が自分自身で稼がないといけなくなります。最低賃金前後の就労では到底足りません。だから、ダブル、トリプル就労などで真夜中まで働く、それで何とか200万円を超える収入になる、その結果、日本で非正規雇用が増え、さらに





ワーキングプアが急激に現れたのです。

世界第2の経済大国で93%もが正規雇用だったのに、突然、働いて働いても生活保護水準を超えられない、こうしたワーキングプアが大量に、しかも急激に現れました。その背景には、世界にも例のない低賃金雇用といえる日本的パート雇用が先行して広がっていたことが背景にあったからだと思います。

# (3) 日本的派遣労働

さらに、「派遣労働」の弊害です。これも「日本的」だということを強調したいと思います。労働者派遣法は、1985年に中曽根内閣のときに制定されました。1985年法は、①偽装請負の合法化、②女性差別のすり替え、③中間労働市場導入=正社員を増やさずに、企業が必要な時に雇って必要がなくなれば辞めさせるという雇用調整可能な労働力利用というのが3つ目の狙いでした。

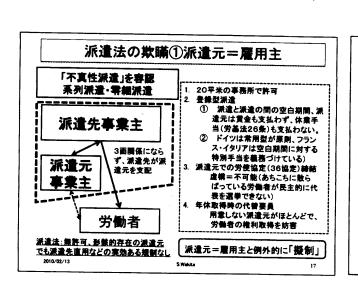
しかし、4つ目として見逃せないのは労働者 分断の狙いです。日本の組合は企業別ですから、 別会社の人間との連帯が難しい。派遣というの は同じ職場で働いているけれども、使用者が派 遣元と派遣先で違います。労働組合は同じ使用 者のもとでの従業員の組織ですので、派遣労働 者が同じ職場にいても、企業別の壁を超えて派 遣労働者を組織することができないだろうとい う、労働者分断の狙いがあったと思います。

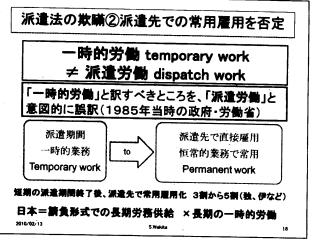
中曽根首相は、労働組合を一番憎んでいた人 です。官公労組を国家的不当労働行為とよばれ るように権力で上から抑圧した。その人が考えた派遣法です。その目的の中に、労働者の分断、労働組合の弱体化、これがあった。むしろ、それこそが労働者派遣法の本質であったと思います。こうした点を踏まえて労働者派遣制度に労組として対抗していく必要があったと思っています。

### 〔1〕「派遣元=雇用主」という虚構

これはこの1月29日の法律家11団体の集会で も強調したことですが、日本の派遣法には多く の欺瞞や虚構があるという点です。まず、「派遣 元が雇用主だ」という点です。どうして派遣元が 雇用主と言えるのですか?派遣元は何らの技術 も持たず、多くは机と電話さえあれば人を集め て営業できるわけです。しかも「登録型」まで認 められました。この登録型は、実態としては有料 職業紹介と変わりがありません。雇用主という 以上、仕事がないときには賃金全額、少なくとも 休業手当を保障しなければなりません。安全衛 生などの配慮も必要ですし、教育訓練も必要で す。こうした多くの責任を負うのが雇用主です。 まして、日本の雇用主というのは、従来、正社員 雇用を前提に定年まで従業員を大切にするとい う主体でした。ところが、派遣会社は、労働者を 短期的な利益の獲得手段と見る、対極に位置し ているとさえ言えます。

それにもかかわらず、どうして派遣元が雇用 主と言えるのか。昨年末の松下プラズマディス プレイ裁判でも、最高裁判決は、この「派遣元=





雇用主」という形式論理に取り込まれているわけです。派遣元が雇用主だから、派遣先との間には雇用関係ができないという論理ですが、偽装請負であったのに労働者派遣だとした点だけでなく、何より就労の実態を全く無視した判断でした。しかも、労働行政は、労働者派遣には、労働基準法6条の中間搾取禁止規定を適用しません。なぜかというと、行政解釈では、派遣会社は雇用主だから、派遣先と労働者の間に、中間的に介入する存在ではないという、社会的実態を無視した全くの欺瞞的論理だと思います。

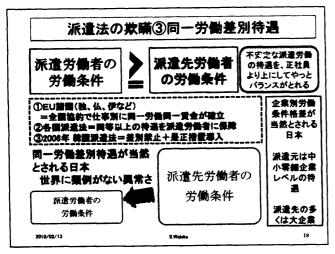
私は、派遣元というのは本来は雇用主ではないが、一定の要件を認めたときに、真に例外的な場合に限って、法律がそこに雇用関係があると擬制的に認めたに過ぎないと解釈しています。この点を基本にしないと本質を見誤り、ボタンの掛け違いを直せません。

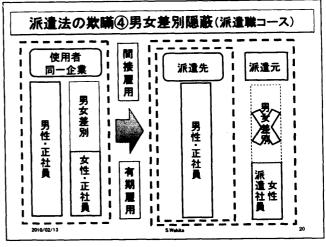
また現在、派遣法改正論議では、常用型派遣だったら弊害がないという議論が、まことしやかに言われています。しかし「派遣切り」のときには、派遣先が労働者派遣契約を解約したら、派遣元が、行政解釈のいうように雇用をです。派遣元が、行政解釈のいうように雇用をです。派遣先が切っても派遣元の責任を立たら、派遣先が切っても派遣元の責任をすったら、派遣先が切っても派遣元の責任を立たを直に使い捨てる。これで何が派遣元が雇用主なのか、本来の労働力利用者は派遣先だということを改めて問い直す必要があると思います。

[2]「一時的労働」を「派遣労働」と意図的に誤訳派遣法のもう一つの欺瞞は、本来は一時的労働、つまり「テンポラリーワーク(temporary work)」なのに「ディスパッチワーク(dispatch work)」と、意図的に誤訳した点です。当時、「国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律」(昭和45年法律第117号)というものがありました。国家公務員が一時的に国連に応援に行く、そういう場合に「派遣」という言葉が使われており、これは公務員用語、行政用語です。これを使って「労働者派遣」という用

語を作ったのです。

ヨーロッパでは、これに当たるのは「一時的労 働(temporary work)」です。派遣先で臨時的に 業務が増えたら、その形態を使えるんだという 意味で、職業紹介に近い意味で使われていた言 葉です。したがって、派遣元には雇用主としての 実体がないことを前提にしていて何かあれば派 遺先での雇用を前提にしています。それを日本 政府は、「派遣」と意図的に誤訳したのです。こ れなら「長期の派遣」と言えます。公務員の場合 であれば、国家が身分保障をきちっとしており、 実体のある雇用主です。その言葉をそのまま派 遺労働に使って、ごまかしたのです。「長期の一 時的労働しといったら誰もがおかしいと思いま す。しかし、「一時的でない業務では受入企業が 雇用する」という、EU諸国の常識が伝わったら 困るので、こういう「派遣」という誤訳を敢えて 使ったのだと思います。





### [3] 同一労働差別待遇の異常

派遣労働は、どうしても不安定な雇用です。正 規雇用は雇用が安定しているのに対して、不安 定な派遣労働者には余計に賃金を高くする必要 があります。派遣労働者は、正社員の2倍や3倍 の賃金をもらっても雇用が不安定ですので、割 が合いません。ところが「派遣切り」では、パナ ソニックやトヨタの正社員は平均年収800万円 と言われていました。これに対して、派遣切りさ れた人は年収200万円前後でした。200万円の方 が切られるわけですから、蓄えもないのでたち まち生活に困って「派遣村」に行かざるを得な かったのです。

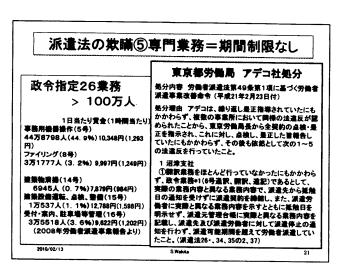
「雇用が不安定なうえに待遇が低い」、こんなバランスを欠いた雇用立法は世界に例がありません。どうしてこんな法律ができたのでしょうか。「正社員が一人辞めたら、その人件費で3~4人の派遣を雇えるよ。」こんなことを派遣会社が派遣先に平気で売り込むのが日本の労働者派遣の現実です。

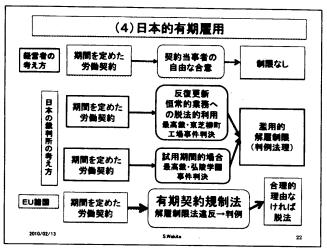
とくに、派遣法が制定されたときに、男女雇用機会均等法が同時に制定されました。当時、国連の女性差別撤廃条約の要請があったにもかかわらず、日本の経営者のほとんどは、女性を男性と平等に扱って定年まで働かせることを受け入れたくなかったのが本音だったと思います。そこで派遣法を活用した訳です。つまり、日本では、同じ使用者の下であれば男女差別が問題になります。労働基準法3条、4条、あるいは均等法は、

同じ使用者のもとでの差別を禁止しています。 これが日本の常識です、労働法学でもそういう 理解が一般的です。

この男女差別の問題を逃れるために、派遣の 利用が有効だったのです。例えば、住友銀行では 男性は正社員として残ります。そこを派遣先と して、「いずみサービス | という住友系列の派遣 会社をつくったのです。つまり、女性は、派遣先 とは別会社の人間となります。大企業の賃金は 高くて、中小零細企業は低いという企業間格差 は日本では労働法的にも常識となっているから です。企業規模が違えば、同一労働でも賃金差を 容認するのが、世界とは異なる日本の常識です。 世界的には非常識でも日本では常識とされて います。この点が、実にうまく使われました。住 友銀行の正社員は男性で、これは非常に高い待 遇だけど、住友銀行の女性は、陰に陽に圧力をか けて「いずみサービス」に移籍させて派遣社員と して働かせれば、これはもう同じ使用者の下で の差別ではなくなるという仕組みです。これを うまく使ったわけです。

だから派遣法施行前に、雨後のタケノコのように銀行や商社系列の派遣会社が作られました。 女性を事務用機器操作(5号)やファイリング (8号)担当の派遣社員としてという名目で、現 実には一般事務を担当させるために受け入れた のです。昨年3月、いよ銀スタッフサービス事件 が最高裁で上告不受理になりました。全く同様 な事例です。伊予銀行の支店で13年間働いてい





た女性派遣社員が、新たに赴任した管理職と合わず、ハラスメントを受けたのです。それを問題にしたら次の契約更新がなくなったという事業です。最高裁は、派遣元での雇用継続も認めないし、派遣先の雇用責任も認めないという、まったく企業側寄りの判断を支持しています。

松下PDP事件は、男性の若い派遣社員が切られるということでマスコミも大きく取り上げたのですが、伊予銀の場合は、とても酷い判決ですが、あまり取り上げられていません。そこには「女性は非正規雇用でもいいんだ」というジェンダー差別的受け止め方が根強くあるからだと思います。この点をやはり問題にし続ける必要がある。総合職、一般職ではなく、むしろ女性の多くは「派遣職」に追い込まれたということです。この点を突破しないと、雇用における男女平等を日本で実現することは難しいと思います。

# [4] 派遣業務=専門業務という欺瞞

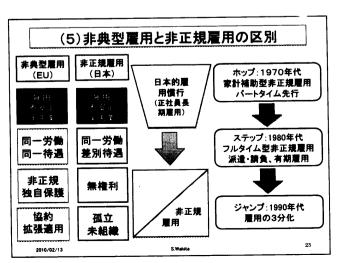
次に、派遣業務が「専門業務」という欺瞞があります。26業務については、99年改正のときに、受け入れ期間の制限が除外されました。その理由は専門業務だからということです。しかし、一般事務を担当する女性は「事務用機器操作」「ファイリング」ですが、両方合わせて50万人近くになります。これでどこが専門業務でしょうか? 日給では1万円、時給で1200円程度です。これでは、「派遣労働でも弊害がない程度に専門性がある」とは言えないと思います。しかも、ア

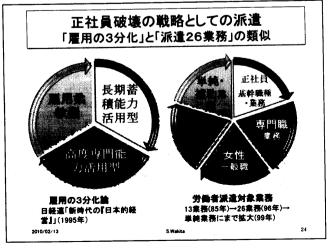
デコ社のように本来であれば一般事務なのに26 業務だということで期間制限なしで派遣を受け 入れさせる、といった「業務偽装」も横行してい ます。

26業務全体で100万人になり、建物清掃やビルメンなどの現業部門の仕事もあります。これらを専門業務だというのは欺瞞です。今回の政府案はそれを前提にした欺瞞的法案です。26業務が専門業務という言い方はやめる必要があります。もし本当に専門業務というのであったら、26業務は、専門業務に相応しく高額賃金を義務付けるといった規制が有効かもしれません。つまり、「26業務担当者は最低でも日給が5万円を下回ってはいけない」、こういう規制があれば派遣は拡大しないと思います。実際には、最低賃金ギリギリの清掃業務もこの26業務に入っています。この点も日本の派遣法の欺瞞的な虚構と言える点です。

### (4) 日本的有期雇用

次に、有期雇用です。現在、急速に広がってきています。労働者派遣で「登録型派遣」が認められたことも一つのバネになっていると思います。とくに、日本では、労働契約の期間については、労働者と使用者の自由な合意だという考え方が非常に強いと思います。だから、1年契約にしろ6カ月契約にしろ、労使ともに納得の上でそういう期間設定をしているので拘束されるのだという考え方が一般的です。





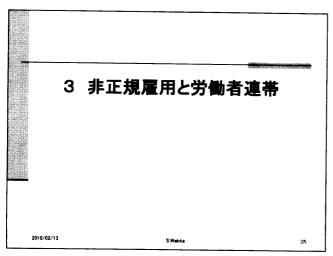
裁判では、さすがに、そういう有期雇用の形式 をとっていても何度も反復更新している場合に は、出口のところで解雇法理を適用するという 考え方が、最高裁の東芝柳町工場事件判決で先 例として確立しています。また、弘陵学園事件で は、反復更新はない、高等学校の先生が1年契約 で切られた事例ですが、通常は正規教員になる という契約であったので1年の契約期間を見習 い期間と考えるべきだとして救済をしています。

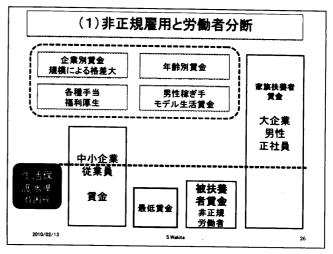
このように一定の場合に、契約期間の出口の ところで救済してきたのが日本の裁判所の立場 だったと思います。ところが、ヨーロッパでは有 期雇用については、解雇制限法との関連を強く 意識して、契約期間設定の入口のところを問題 にするのです。つまり1年契約というのは、1年 後に解雇するだけの理由がなければ解雇制限法 の脱法だという理解が強いわけです。この考え 方が、どうしてか日本では広まっていません。少 なくとも、恒常的な業務で期間だけ労働契約に 設定するのは、解雇付き雇用であり、解雇制限を 定める強行規定(労働契約法16条)違反だと思 います。このように、有期雇用について期間設定 は労使の自由な合意で有効だという従来の考え 方を改めて、入口規制をしていく必要があると 思います。

# (5) 非典型雇用と非正規雇用の区別

日本では、非正規雇用という言い方をします。 日本の現実を示す意味で非常に正しい表現だと 思います。ヨーロッパでも類似の形態は広がっていますが、ヨーロッパの場合、非典型雇用という表現がよく使われます。たしかに、雇用が不安定だという問題点は共通しているのですが、少なくとも「同一労働同一待遇」という点は徹底とています。たとえば、有期雇用も例外的には認めるのですが、その短期の契約期間、例えば1年間は、非正規雇用でも同じ仕事を担当する正規雇用労働者と待遇が同じでなければなりません。パートについても、同じです。有期雇用やパートであれば賃金が低くてもいいというのは、おそらく日本だけです。韓国も2006年非正規職保護法で、少なくとも立法的には、この点を克服しようとしています。

それから、非正規雇用独自の保護法を定めるというのがヨーロッパの考え方です。日本の場合、当事者が雇用形態について合意したんだ、納得したんだということで、独自の効果的な法規制はほとんどありません。労働者派遣法は、有期雇については、実にいい加減な「パート労働法」がありません。実のところ、同法はILOパート条約(175号)が1994年に採択される直前の1993年に、日本政府が駆け込みで作ったものです。パート条約ができてしまったら、国際水準の規制内容を盛り込まないといけないので、それができる前に事情をよく知っている労働官僚た





ちが、まさに、アリバイ的に内容のない法律を 作ったのです。

# 3 非正規雇用と労働者連帯

### (1) 非正規雇用と労働者分断

日本的な非正規雇用が広がるなかで、正規雇 用の存在意味が問われ始めています。何のため に正規雇用が必要なのか。「同一労働差別待遇」 ですので、経済的には非正規雇用で十分です。70 年代は正規雇用を前提にその家計補助として パート雇用が広がりましたが、80年代になると 本格的にフルタイム非正規の受け皿として、派 遣や有期雇用が利用されます。1995年の日経連 「雇用の3分化」提言は、まさにこれを定式化し て正規雇用自体を極端に減らして非正規に置き 換えて行くことを、彼らの21世紀の戦略として 示したと思います。派遣はその戦略と直接つな がり、派遣26業務はまさに正社員以外に外注化 すればいい業務ということです。コンピュータ 関連の専門業務、女性の一般事務業務、さらに清 掃、ビルメン関連の現業業務です。基幹的な中心 職種に正社員を充てる以外は、外部委託すれば いいというのが、派遣拡大の論理なのです。1995 年の雇用3分化論と派遣業務の論理はぴったり と符合しているのです。つまり、非正規雇用の問 題はまさに正規雇用とつながっていて、労働者 全体への攻撃なのです。私は、このことをずっと 言い続けてきたつもりですが、なかなか受け止 めてもらえませんでした。

賃金の点でも、やはり大きな分断を持ちこま れてきています。大企業を中心に男性の正社員 は、まさに家族全体を支える扶養者賃金、逆に非 正規はパートやアルバイトが多いと指摘したと おり、被扶養者、つまり正社員に養われる100万 円程度の被扶養者でいいんだという分断です。 最低賃金も被扶養者賃金をモデルに設定されま すので、日本の最低賃金ほど世界の中で低い最 低賃金は例がありません。最低賃金をいくら積 んでも、まさに過労死認定基準の年間3000時間 働いても200万円少しです。700円の最低賃金で は、通常の年2000時間程度働いても140万円に しかなりません。まさに、賃金面で、正社員の賃 金の算定根拠と、非正規雇用労働者の賃金の算 定根拠には大きな差があります。この点が、両者 がなかなか共同して闘えない、大きな理由に なっていると思います。これを克服する議論を 課題とする必要があります。

### (2) ヨーロッパの労働者連帯(代表性)

次に、労働者全体を代表する取り組みの重要性です。全体を代表する産業別労組が労働協約を締結し、それを拡張適用するというのがEU 諸国に共通した仕組みです。フランスは組合の組織率は10%を切っていますが、労働協約は95%の労働者に適用されており、これを通じて企業別の労働条件格差を許さないという仕組みになっています。賃金を決めるのは日本では企業

(2)ヨーロッ/	《の労働者》	夏帝(代表性)
----------	--------	---------

OECD Employment Outlook 1997	労働組合組織率 (%)	労働協約連用比率 (%)	産業別・職種別に企 業機断的に締結
	^		[mme = ->=-
オーストラリア	35	80	労働条件の主要な自 分(8割から9割)が
オーストリア	42	98	决定
ベルギー	54	90	企業毎の就業規則(
フランス	9	95	を果得の机果規則は ほとんど意味がない
ドイツ	29	92	
日本	24	21	労働契約とは労働省
オランダ	26	81	約のこと
スペイン	19	78	非組合員、未組織労
スウェーデン	91	89	働者に拡張適用
イギリス	34	47	協約なければ労働な
アメリカ	16	18	し
2010/02/13		S.Wakita	2

### (3)韓国の非正規職と非正規運動

		時間当貫	(金	労組加入率	訓練参加率
全体		9,748		12.7	30.6
從事上	常用	12,392	(100.0)	21.5	43.
地位	臨時日雇	6,256	(50.5)	1.1	14.0
	正規職	10,920	(100.0)	17.4	34.
雇用彩態	<b>非正規職</b>	7,427	(68.0)	3.4	23.
正規常用		12,907	(100.0)	23.7	44.
正規臨時日	湿	5,885	(45.6)	1.3	9.
<b>非正视常用</b>	**	9,746	(75.5)	10.0	38.
非正規 臨	時日灌	6,542	(50.7)	0.9	17.
2010/02/13		S.Wei			

であり、企業ごとの賃金です。しかしヨーロッパ では、全国協約を通じて労働組合が賃金を決め ている、これが非常に大きな違いだと思います。

### (3) 韓国の非正規職と非正規運動

韓国はどうかというと、非正規雇用が半分以上ですが、日本的なパートがなく、賃金でいえば正規が100であれば、非正規雇用では60から70になっています。日本のパートと比べれば、まだ格差が小さいと言えます。韓国は日本と違って非正規職と正規職の格差是正や、正規職への転換の例が目立ちます。正規と非正規の格差が小ると思います。正規と非正規の格差がいると思います。それと、韓国の非正規の取り組みで非常に参考になるのは、この2年間ほどは、ストライキはむしろ非正規雇用を中心に行われている点です。ナショナルセンターの民主労総とか、あるいは産業別組合も非正規労働者を応援する取り組みを繰り広げている点が特徴的です。

### (4) 日本での新たな連帯の動き

日本でもようやく、企業別労組の中で非正規 雇用組織化の動きがでてきました。一つは、偽装 請負の孫請けの労働者たちを最終的には全員、 直接雇用や正規化させた徳島・光洋シーリング テクノの取り組みです。また、報道は少ないです が、民間放送のKBS京都の取り組みです。昔は 近畿放送と言っていましたが、派遣とか出向と かいろんな形の非正規が復活していたのですが、 粘り強く闘って、時間かけてですけども、この間、10人から20人近くの労働者を正規雇用化しています。去年秋にも2人の派遣カメラマンが派遣切りにあったのですが、労働組合が頑張って2人ともKBSの直接雇用にするという成果を得ました。企業別組合でも、やればできるんということを改めて示しています。

このなかで光洋シーリングテクノはJMIU の地域組合が頑張ったのですが、昔、徳島船井電 機で親会社責任を追及して闘った活動家が中心 にいました。KBS京都も、近畿放送のときに正 社員化闘争で頑張っていた人が中心になってい ます。やはり意識的幹部がいれば、企業別労組で あっても限界を克服して非正規労働者を組織化 できるのだと思います。それから、これは新聞で 大きく報道されて、私も非常に注目しているん ですが、広島電鉄です。民営の市電ですが、運転 手に契約社員という非正規雇用が広がっていた のを組合が、正規雇用の労働条件一部引き下げ を含めて激しい議論をしたということです。同 じように働いていて格差がある人がいれば、深 刻な問題が残るということで、委員長の迫さん という人が中心になって正規化したということ です。非常に興味深い事例だと思います。

こういう動き以外に、最近10年以上前くらいから、地域労組が派遣労働者の問題を受け入れるようになっています。大阪でも最近非常に活発な動きがありますし、東京では青年ユニオンとか派遣ユニオンも活躍しています。非正規労

# 非正規労働者の労働争議現況(韓国)

- 非正規労働者の労働争議=間接雇用の労働争議
- 2008年9月の時点で、争議全体の20%

李章場/労働組合	<b>◆</b> 点	養生日	
ギリュン電子	派遣労働者の直接雇用	2005-08-24	
イーランド・リテール	外注化撤廃、直接雇用	2007-06-17	
ニューコア	外注化撤廃、直接雇用	2007-06-23	
コスコム	外注化、違法派遣	2007-09-12	
ドルコ非正規支部	元請の使用者性認定	2007-11-30	
ガンウォンランド協力会社労組	黄金交涉	2008-01-20	
SH公社管理員労組	委託管理	2008-04-11	
民主連合労組ジョンロ支部	賃金交渉、ロックアウト	2008-06-27	
ブサン地域一般労組ジョンファ支部	委託契約反対	2008-07-07	

(貨物連帯等の特殊形態雇用、保雇労働者の争議、1日8時間以下は除外) 2010/02/13 SWake

# (4)日本での新たな連帯の動き

# 企業別労組の 非正規雇用労働者組織化

例1:光洋シーリングテクノ 例2:KBS京都 例3:広島電鉄

労員相談をきっかけにした 地域労組の活発な活動 青年ユニオン 非正規労働者の団結活動

2010/02/13

S.Wakita

30

働者の団結活動の広がりは、まだまだ弱いと思いますが、現実の矛盾を一番抱えてそれを反映している非正規労働者自身の団結活動は、将来の大きな運動の芽だと思います。これを育てていくことが非常に重要だと思います。

### 4 雇用安定と均等待遇をめざして

いよいよ結論的な話に入ります。

### (1) 全体を代表する労働者連帯

組合員だけを守る労働組合というのは、憲法 28条が期待している労働組合ではないと思いま す。戦後日本の労働組合は、国民全体を代表しよ うとしていました。生存権を脅かされている国 民全体を代表して、その先頭にたって闘ったか らこそ非常に大きな支持をうけて急速に組合の 力を伸ばしたと思います。私は、昨年、JMIU の記念の取り組みで韓国に一緒に行きました。 韓国の金属労組は、民主労総の中心労組なんで すけど、15万人の大組織です。以前は、企業別 の組合が単位組合で、その連合体だったのです が、それではだめだということで、企業別組合を 解散し、15万人の一つの組合になったのです。組 合費もいったん本部に集めて、支部におろして いくということです。支部は、大企業の自動車関 係の会社ではまだ企業支部が残っていますが、 もうすぐ解散して地域支部一本にしていくとい うことでした。

### (2) 非正規闘争その1:雇用不安定との闘い

この15万人の金属労組のスローガンが非常に 気に入りました。「解雇は殺人だ!」ということ です。金属労組だけではないのですが、タオルに 「解雇は殺人だ!」(ヘゴヌン サリニダ)と書い てあるんです。日本でも「首切り」という言葉が ありますが、非常に強いアピールです。日本で は、最近、企業に安易な解雇を許して、後はセー フティネットでいいんだという、こういう議論 がまことしやかにされていますが、そうじゃな い。やっぱり企業の雇用責任が基本だというこ とです。「解雇は殺人だ」と企業責任を曖昧にし ない、これは非常に重要な指摘だと思います。

それからもう一つ非常に気にいったのは、「総雇用を保障せよ」というスローガンです。「総雇用」という言葉は初めて聞いたので、何のことかと質問すると、要するに、正規労働者の雇用だけではなくて、非正規雇用労働者の雇用も含めて、雇用はすべて保障しろ、ということです。経済危機の中で、非正規雇用が切り捨てられるのを見捨てて、正規雇用だけが生き残っていてはいけない、非正規も含めて全部の雇用を保障せよという連帯の思想です。これが金属労組のバッチやゼッケンに書かれていました。私には非常に印象が強く、共感を覚えたスローガンです。雇用が不安定で一番弱い立場の労働者をも代表しようとするという点に、韓国労働運動の強さを感じました。

非正規雇用は、雇用不安、これがやはり一番の

# 4 雇用安定と均等待遇をめざして 2010/02/13 S.Wakta 31



問題です。強調したいのは、解雇制限の考え方を あらためて徹底して見直し、解雇には正当な事 由がいることを再確認する必要性です。去年、日 本労働法学会が秋のシンポジウムで労働契約法 の集中的な議論をしました。その時に、京都大学 の民法研究者がパネラーになって、「解雇には正 当な事由がいると自分は思う」と発言されまし た。労働法学会の会員のほうが、それを聞いて びっくりするといった雰囲気がありました。「解 雇は自由にしろ という議論をする人も、若い労 働法学者も出てきています。その時、日本の労働 法学は、民法学以下になってしまったのかと思 いました。民法では、賃貸借には正当事由がいる というのが当たり前ですが、それと同じ発想で、 解雇だったら余計に正当事由がいるだろう、と いうことですが、法的には常識的な感覚だと思 います。

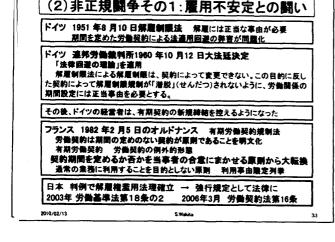
とくに、有期雇用規制が重要です。ドイツでは、1951年の解雇制限法で解雇には正当な事由が必要だとされたので、企業主がそれを避けようと1年契約などの有期契約を導入しました。これをドイツの連邦労働裁判所は、大法廷判決で60年に「これは法律回避であり、脱法である」と判断し、1年後に解雇できる正当事由があればともかく、業務が恒常的であるのに期間を設定するのは、解雇制限規定の脱法であると考えたのです。その後、有期契約の締結というのは非常に例外的なものになったという歴史があります。

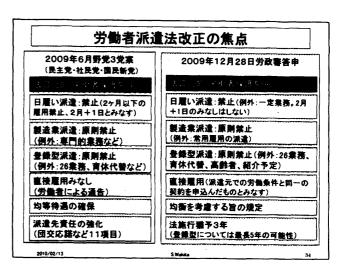
フランスはミッテラン大統領のときに、特別 法で、有期契約は本当に例外で、原則は期間を定 めない契約だとしました。有期契約は、ごく例外 的な理由がある場合に限るのです。例えば季節 労働、刈り入れのときだけの業務だとかです。そ ういう場合は仕方がないが、そうでない場合は 理由がなければ有期雇用は認めないとなりまし た。

日本の場合は、業務が恒常的なのに、労働者に だけ期間設定するというのが当たり前のように なっています。有期雇用は、当事者の合意で期間 設定できるという建前です。当事者同士といっ ても、結局は使用者の裁量で自由に期間設定で きることになります。

しかし、日本でも、2006年に労働契約法が制定され、施行されています。その16条が、判例の解雇制限法理をそのまま立法規定化しています。亜細亜大学の川田知子さんが労働法学会で、日本もかつてのドイツの法的状況と同じになっているから、有期雇用については、解雇相当の理由がなければできないという解釈を提示されています。同規定は強行法規です。当事者が合意しても無効です。現行法でも解釈上、有期雇用の入口規制が可能ということになります。こうした解釈も出てきていますので、これを広めていかないと、無制限とも言える有期雇用の広がりに対抗できないと思います。

さらに、立法的にはフランスのように、本来、 期間を定めない契約しか許されないとし、臨時





的な事由がなければ、契約期間の設定ができな い、という法規制を導入する必要があると思い ます。この点は、労働組合の中でもまだ議論され ていません。ようやく派遣法制をめぐる動きが 出てきていますが、本来であれば派遣労働規制 と有期雇用規制は一体に議論するのが世界の流 れです。日本では、そこが非常にあいまいで派遣 労働規制だけが先行していると思います。

# (3) 非正規闘争その2:差別待遇との闘い

派遣法ですが、結論的に言えば、昨年6月の野 党3党案には、積極的な改善内容があると思い ました。登録型や製造業派遣は原則禁止です。た だ、例外を認めている点は問題でした。この例外 が広がると困ると思っていました。そして、直接 雇用の見直しですが、偽装請負など違法な場合 に、労働者が「この人が雇用主だ」と言えば、そ こに雇用関係ができる、松下PDPであれば「松 下プラズマディスプレイが雇用主だ」と労働者 が言えばそこに雇用関係ができる、そういう内 容の立法案だったのです。これはなかなかいい のではないかと思いました。

均等待遇も、いままでの派遣法には、その言葉 がまったくなかったのに「均等待遇の確保」を盛 り込む。それだけでも、まあまあの改善です。そ れから、非常に重要なことは、派遣先に多くの責 任をとらせようとした点です。従来の派遣法は むしろ逆です。派遣元が雇用主だという考え方 で派遣先の責任を免除してきた。それを大きく

変えるということです。それで11項目もの派遣 先責任強化を含んでいたのです。

ところが昨年末の労政審答申は、3党案の内 容を骨抜きにしたのです。とくに、派遣先責任を 全く認めなかった。11の派遣先責任を全部バ サっと削ってしまいました。また、「均等待遇」を 「均衡を考慮する」と大きく後退させています。 パート労働法の偽の均等待遇の言葉ですね。本 当は均等待遇を導入しないという趣旨で、「均 衡」という言葉にすり替えたのです。それから、 製造業については常用型であれば構わないんだ としています。登録型についても26業務は例外 として認めるという。これでは例外が大きすぎ て、現状とほとんど変わりません。しかも、念の 入ったことに、製造業や登録型については3年、 業務の一部は最大5年まで施行を猶予するとい うことです。これでは労働者のための法改正で はありません。見せかけの名ばかり改正法案、法 改正の偽装であると言っていいと思います。

抜本改正としては、とくに均等待遇を重視す る必要があります。韓国では、1998年に日本の 派遣法をモデルに、派遣法が導入されてしまっ たのですが、2006年法で、有期雇用、パートタ イム規制と同時に派遣法の見直しをしています。 これを「非正規職保護法」といいます。そこで大 事なことは、派遣や有期雇用は上限2年しか認 めていない点です。派遣であれ有期雇用であれ、 2年たったら正社員にしなければなりません。 こういう出口規制を定めていることが注目され

### 労働者派遣法抜本改正の課題

世界水準へ

世界最悪の派遣労働規制を改め、虚構を打破 して、EU諸国及び韓国の派遣法に近づける

非営利化・廃止を展望展用とし、職業能力開発を撤産重視

①派遣例外化·禁止業務大幅拡大

②登録型派遣・日雇い派遣・専ら派遣禁止

③均等待遇保障·差別待遇禁止

④派遣先責任の大幅強化・派遣先での常用化

⑤派遣労働者の集団的権利保障

# (3)非正規闘争その2:差別待遇との闘い

韓国非正規職保護法 2006年11月30日通過、2007年7月1日施行

### 主要内容

- ·期間制·短時間勤労2年使用以後、正規職転換 ·派遣勤労2年使用以後、正規職転換義務 ・期間制、短時間勤労、派遣労働者の差別是正
- ・差別是正は漸進的適用

### 主要争点

・期間制使用制限か、期間制限か ・派遣勤労の正規職転換制から義務へ緩和 ·差別是正の範囲、対象、方式

ます。

しかし、入口規制が入らなかった。つまり、一定の場合にしか派遣や有期は使えないとする規制です。労働側は、これが大事だと主張したのですが、力関係で通りませんでした。そこで労働側は、この法律は大いに不満です。しかし、日本から見れば、上限2年ですし、その間、正社員との差別はできないのです。とくに派遣の場合、派遣元と派遣先で企業が違うのですが、そこでも差別が許されないとした点は、同じ企業別労働条件格差が大きい国の規制として大いに注目できる点です。

日本では、労政審の議論でも、日本の場合、ヨーロッパと違って職種別賃金でないと言って、均等待遇を簡単に拒否しています。世界の派遣法のなかで、派遣先従業員と派遣労働者の均等待遇を定めていないのは日本だけです。同じ仕事をして、賃金が何分の1ということになれば、正社員は確実に壊れます。派遣が広がれば、正社員雇用は要りません。この捉え方が必要です。「今日の正社員は明日の非正社員」、「親は正社員でも子どもは非正社員」です。自分は正社員かも知れませんが、息子、娘は非正規雇用です。これが政府や経済界の戦略でした。

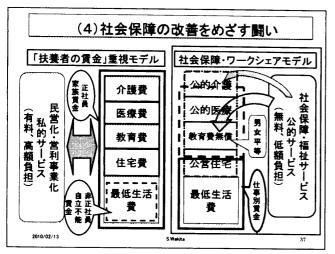
# (4) 社会保障の改善をめざす闘い

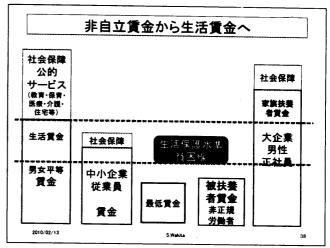
労働側は残念ながら、立ち遅れてきたと思います。どう乗り越えたらいいのか、急いで議論を強めて乗り越えていく必要があります。なかな

か難しい問題ですが、避けるわけにはいきません。議論をしていく必要があると思います。私は 結論的には、スウェーデンやオランダ、ああいった国々のモデルを学ぶしかないと思っています。

日本の場合、男性中心のモデルでした。男性正 社員が家族全体を扶養する賃金を稼ぐ、主婦や 子どもはアルバイトやパートとして非正社員と して、つまり被扶養者として働く、こういうモデ ルです。とくに、賃金依存の生活が前提です。住 宅もマイホームを自分で買わないといけない。 教育も高い授業料です。大学の授業料は、ものす ごく高くなりました。親は、子どもの大学卒業ま で毎月2万円ずつ22年間ためないと、子どもの 授業料さえ支払えない。3人の子どもを大学に やれば、授業料だけで22年間、毎月6万円も必 要です。こんな国は世界に例がありません。医療 費の負担も高額になっていますし、介護も個人 負担が増えています。要するに、生活費用が社会 保障等の切り捨て等で、多くが賃金で支払うこ とになってきました。サービス給付(現物給付) というのが、日本の医療や福祉の原則でしたが、 利用者負担の大きい現金給付化しています。つ まり、賃金依存型になってきたのです。こういう: 賃金依存が強まり、正社員の賃金が高くなって しまった。そのことが逆に非正規雇用を増やし てきた背景の一つだと思います。

ヨーロッパの場合はどうかというと、賃金は そんなに高くないんです。仕事別賃金ですし、生 活費用では、住宅費はきわめて安く、高等教育も





含めて教育は無料が原則ですし、医療も無料が 原則です。それであれば、お金は余り要らないこ とになります。日弁連が「労働と貧困」をテーマ に各国調査をしました。スウェーデンに行った グループが、日本の生活保護の金額をスウェー デンの人に言ったら、スウェーデンの担当者が 怒り出したということです。「日本の生活保護は なんでそんなに高いんですか」と。

スウェーデンは原則的には、医療が無料、教育が無料、住宅が無料ですので、お金がほとんど要りません。衣食くらいです。そうすると現金給付が要らないから生活保護も賃金も年金も低額で済むことになる。その代り、生活に必要なも低額では、多様な現物給付(サービス給付)で公的に賄われ、担当公務員も日本より多い。こういう国ですので、女性も男性も賃金は低いが正社員という形で男女平等の雇用が実現するという訳です。その代り、男性もいろんな家庭負担を共に果たしています。こういうモデルで、ヨーロッパ諸国は進んでいると思います。これを参考にするしかないと思います。

日本では、社会保険は格差是正に機能しません。日本の厚生年金は正社員に有利、非正社員は年金すらありません。中小企業は賃金比例ですからそれだけ悪く、国民年金は非常に低い給付水準です。大企業は福利厚生や社会保険が有利ですが、中小零細は不利ですし、非正規はそれもありません。いまの社会保障制度のままでは、問題解決にならないのです。

本来、社会保障は所得の再配分や格差の是正に機能するべきですが、日本では年金や健康保険がかえって格差を拡大するという矛盾を抱えているのです。このような社会保障の改革を、労働者連帯の視点から考えていくことが必要です。この点でも、ヨーロッパ的な生活賃金を前提に、社会的な公的サービスの充実という視点が重要です。

### (5) 地域、産業での活動の重要性

こういう改善を実現するのは、どういう運動でしょうか。従来の企業別正社員の組織や運動には限界があります。韓国は、それを乗り越えようとして産業別組織の方に転換をしています。保健医療や金属労組がそういう産業別交渉をして、自分たちの賃金を増やすというだけではなくて、横に、つまり非正規の人達を正規化するために使えということを業界団体に迫っており、注目できます。

労働者全体の代表ということでは、イタリアの労働組合が参考になります。イタリアでは、労組には3つ、あるいは4つの種類があります。①ナショナルセンター、②地域組織、③産業別組織、そして④事業所組織です。労組の組合員は、最初の3つに加入していて、一般の労働者は最後の④事業所組織に入っていると言えます。ただ、労働組合が呼びかけたストライキに、未組織の人も参加します。これは「一時的団結」(coalizione コアリツィオーネ)といい、通常、

# (5)地域、産業での活動の重要性

### 民主労総(韓国):企業別労組 の限界を乗り越え、産別組織へ

- 正規・非正規の格差が「社会両極 化」を生む
  - →広く社会的に認められている
- ナショナル・センターとして 「非正規撤廃」を基本方針に
- 民主労総は「産業別労働組合」化 を実践

2008年7月現在 約75%が産別化 産別交渉→ 嫌悪する経営側 企業別労組の解散→大産別へ 2010/02/13



組合員の数倍の規模に拡大します。ストライキで獲得した成果は、労働協約となり、労働者全体に拡張適用されます。労働組合は、意識的アクティブメンバーの組織であり、常に外部を意識し、全体を代表します。成果は組合員だけでなく全体に及ぼす活動をすることで一貫しています。

### (6) 開かれた労働者連帯の活動

こうした未組織労働者全体を代表する活動を どう発展させたらいいのか。まだ不十分ですが、 考えていることがいくつかあります。

### 〔ア〕個別の労働裁判費用支援

一つは労働組合による個別の裁判支援です。 ドイツの労働組合は訴訟費用保険を使って、個別の労働裁判での費用を支援しています。神戸の弁護士、藤原精吾さんに聞いた話ですが、ドイツ人塾講師の解雇事件で労働審判の事例があったそうです。40万円くらいの費用をドイツのDGBに請求したら、遠く日本で争っていた個別事件であるのに、きちんと訴訟費用を送ってきたということです。

日本では、労働者個人の裁判では、労働組合は 組織決定しない限り支援しないのが常識です。 非正規切りや過労死問題で、労働組合が個別の 裁判を応援する例はきわめて限られています。 ところが、ドイツのナショナルセンターである DGBは、厳格な態度をとらず、労働者を信頼し て訴訟費用を保険の仕組みなどで蓄えていて、 簡易な手続きで支援するのです。これはきわめて興味深いことです。西谷教授はドイツでは日本に比べてケタ違いに労働裁判が多いことを紹介されていますが、その背景に労組の訴訟費用援助があることは非常に重要なことだと思います。

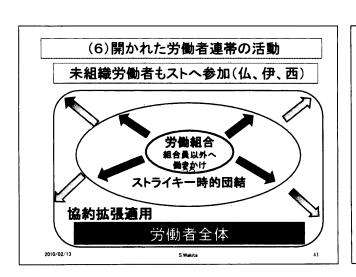
### 〔イ〕労働協約の拡張適用

次に、労働協約の地域的な拡張適用です。日本にも、ドイツの制度をモデルにした労働組合法の規定があります。労働組合法18条です。一定の労働条件を地域的に獲得したらそれを未組織労働者に拡張適用できます。これはヨーロッパ型の協約拡張の考え方ですが、残念ながらこの18条は空文化しています。殆ど使われてきませんでした。

酷いことに、最低賃金法11条にも同様な規定があったんですが、全然使われていないということで、これは2007年11月の改正で、ほとんど論議もなしに削除されてしまいました。むしろ、未組織労働者がこれだけ増えてきた中で、復活していく必要があると思います。さらに、公契約条例です。これは新しい動きとして、先程の地域的拡張適用と同じような機能を持つものとして参考になると思います。

### 〔ウ〕仏・伊型のストライキ

最後に、イタリアのストライキの考え方を何 とか日本で活かせないかと考えています。イタ



### 地域労組・産別労組活動を支える法理・立法

労働組合による 個別労働裁判への費用支援(独)

労働協約の地域的拡張適用 労働組合法第18条 最低賃金法第11条(改悪前) 経営者団体:業界団体を相手にした団交

公契約 条例 公契約法

未組織労働者が 個人のストライキ権を行使して 組合が呼びかけたストに参加(仏、伊、西)

2010/02/1

S.Wakita

42

リアで面白いと思ったのは、ストライキ権というのが個人の権利ということです。ストライキ権は、個人の労働者が憲法上保障されている権利で、労働組合が呼びかけたストライキに、未組織の労働者が個人として賛同して参加しても、使用者との関係で契約違反にならない、解雇されない、ということです。そういう意味で憲法上ストライキ権が認められているのです。労働組合の組織率は、フランスは9%ですし、イタリアはせいぜい20%から30%です。しかし、これはアクティブメンバーですので、組合の呼びかけに非組合員である一般の労働者も大勢が参加するのです。[脇田滋「イタリアの団結権と争議権の特質--個人たる労働者の集団的権利」日本労働法学会誌47号(1976年5月)30頁以下〕

憲法上ストライキ権を認めているのは、フランスとイタリアと日本だけです。日本でも、ストライキ権の主体は条文上は勤労者個人です。日本の場合、ストライキ権を持っているのは労働組合だと信じられています。労組が、組合員を統制して、ストライキに参加させるという考え方です。これは企業別の恒常的労働組合を念頭においたストライキ権論だったと思います。しかし、現在は、この企業別の正社員労組が主導するストライキはほとんどありません。少なくとも大規模なものは過去30年近く皆無に近いと思います。

むしろ、地域ユニオンなどの労働相談を通じた組合活動が広がっています。そうした労働者が、本当に力を発揮できる団結活動を法的に支援できないか。地域労組が効果的なストライキをどのようにできるかが、私の以前からの問題意識でした。

フランスもイタリアと全く同様ですので、イタリア・フランス型のストライキが参考になると思います。例えば地域労組がストライキを呼びかけるのです。3日間ストライキをしようと。「地域最低賃金を100円引き上げよう」などと呼びかけて、そのときだけ賛同者に組合に入って貰うのです。普段は組合員でなくても、ストライキのときだけの「一時的団結」メンバーとして労

働組合に加入してもらい、同時にスト権投票も 行うという手続きです。「一時的団結」の形で、地 域労組としての効果的なストライキができるの ではないかと、夢見ています。

日本の場合にはようやく労働相談を通じての 地域組織ができてきたんですけれども、それの 協約論あるいは、ストライキ論がほとんど議論 されていません。地域労組の場合、労働相談が解 決したら、それで相談者がどこかへ行ってしま います。そのため、なかなか組織的に大きく発展 しない問題があります。そうした地域労組の活 動を支援するような法理を、ストライキや協約 論を含めて、実践と結びつけて積極的に考えて いく必要があると思います。

以上です。最後までご清聴ありがとうござい ました。